

元朝四怯薛の輪番制度

片山, 共夫
九州大学大学院文学研究科

<https://doi.org/10.15017/24523>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 6, pp.91-129, 1977-10-30. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :



元朝 四怯薛の輪番制度

片山 共夫

目次

まえがき

一、四怯薛の輪番

a、延祐年間と至正前期

b、番直日支

二、四怯薛の長

a、第一怯薛

b、第二怯薛

c、第三怯薛

d、第四怯薛

結び

怯薛 (keshik) は、恩恵、寵愛等の意味のある蒙古語で、

太祖チンギスカン即位前二年(一二〇四)の春、ナイマン征

元朝の怯薛について

伐を前にして組織された宿衛・侍衛・箭筒士の三隊からなる親軍をいう注①。それは宿衛・護衛を掌る親軍であると同時に、宮廷内にあつてカンの飲食の支度をしたり、羊飼いや、馬飼ひ、オールドの家僮を取り締まったりする家政機関でもあつた。また怯薛の成員である怯薛チは、千戸、百戸、牌子頭(十戸)、白身人等の子弟の内から選ばれた優秀な人材であつて、皇帝の恩寵をうけ、右に述べたような職務に従事することによつて、貴族階層としての知識と技術を身につけたものと考えられる。注②。元史兵志では、中国歴代の制に比較して、怯薛を宿衛又は禁軍と称している。

太祖チンギスカンの第二次即位の年(一二〇六)に怯薛は宿衛千人、箭筒士千人、侍衛八千人、合計一万人の大規模な組織に発展し、親軍としての性格が強化されるが、チンギスカンの前途には、西夏あり、ウイグル国あり、金あり、さらに西域があり、怯薛の拡大はそれらとの征服戦争に備えたものであつたと思われる。

チンギスカンのあとを継いだ太宗オゴタイカンも、太祖の怯

元朝の怯薛について

薛の制をそのまま受けついで。しかし太宗が一二三四年金を滅して、中国河北を支配領域に含むようになり、さらに世祖フビライが即位し、中国的官制を整えてくると、事情は自ら異なってくる。すなわちその枢密院の管下に侍衛親軍（左・右・中・前・後五衛）が設置されることによって、怯薛の親軍としての性格は薄れていくことが予想され、また尚食局（至元二年）が設けられて天子の膳羞を掌り、群牧所（中統四年）が設けられて天子の牧馬を掌り、大都城門尉（至元二十年）が設けられて天子の門衛を掌り、奉御（天曆初年）が設けられて天子の冠衣を掌るようになると、これらの職掌はかつての怯薛のそれと同じものであるから、そこに当然怯薛の組織の在り方、職掌の運営等に変化が生じ、怯薛自体が変質するという問題が生じてくる。最も大きな変質を結論的に言えば、怯薛の軍隊としての性格が弱まる反面、人材養成機関としての性格が強まり、怯薛は元朝高級官僚の母胎として機能することになるのである。世祖以後の元朝の官僚制は怯薛を除外しては考えることができない。

本稿にとりあげる四怯薛の輪番制度も世祖フビライ以後の怯薛制度の運営をめぐる怯薛の変質の問題である。箭内互氏が、四怯薛の輪番制度は、世祖フビライ以後になると、元史兵志に記載する規定通りには行われなかったのに対し、筆者は、元史兵志の記載にも訂正すべき点があるが、大体はそれに記載する規定通りに行なわれ、元末に至るまで遵

守されたことを論証しようとするものである 注③。

一、四怯薛の輪番制度

ところで元史兵志宿には、**衛條**

四怯薛。太祖功臣博尔忽、博尔朮・木華黎・赤老温、時號撥里班曲律。猶言四傑也。太祖命其世領怯薛之長。怯薛者猶言番直宿衛也。凡宿衛每三日而一更。申酉戌日博尔忽領之、為第一怯薛。即也可怯薛。博尔忽早絕。太祖命以別速都代之。而非四傑功臣之類故、太祖以自名領之。其云也可者、言天子自領之故也。亥子丑日博尔忽領之、為第二怯薛。寅卯辰日木華黎領之。為第三怯薛。巳午未日赤老温領之、為第四怯薛。赤老温後絕。其後怯薛常以右丞相領之。凡怯薛長之子孫或由天子所親信、或由宰相所薦舉、或以其次序所當為、即襲其職以掌環衛。雖其官卑勿論也。及年勞既久、則遂擢為一品官。而怯薛之長、天子或又命大臣以總之。然不常設也。

とあって、四怯薛長の任命原則と四怯薛の輪番について総括的に述べている。これらについて、箭内氏はすでに「元朝怯薛考」において検討を加えているが、訂正補足すべき点がある。そのうちとくに大きいものとして次の二点があげられる。

①前掲元史兵志の記載によると、太祖チンギスカンの功臣で四傑と称せられる博尔忽、博尔朮、木華黎、赤老温の四人の子孫が、代々四怯薛の長を領して宿衛し、三日毎

に交代し、博尔忽の子孫は申西戌日に番直して第一怯薛となり、博尔朮の子孫は亥子丑日に番直して第二怯薛となり、木華黎の子孫は寅卯辰日に番直して第三怯薛となり、赤老温の子孫は巳午未日に番直して第四怯薛となったが、第一怯薛の博尔忽の子孫は早絶したので、別速部が代って第一怯薛を領したが、別速部は四傑功臣の類ではないので、太祖チンギスカンは自名を以って第一怯薛に与えて、也可怯薛と名づけた。また第四怯薛の赤老温の子孫も後が絶えたので、其の後は右丞相が第四怯薛を領することになったとある。この記載について箭内氏は、右の記載には第一怯薛の博尔忽の子孫は早絶したとあるが、それは事実とは異なり、実際には博尔忽の子孫は繁栄し、そのなかからは月赤察児、塔刺海、狐頭といった世祖・成宗朝の怯薛長を出しているので、彼等と並行して存在している也可怯薛は、博尔忽の子孫が早絶した後を承けたものではなく、従って第一怯薛ではないこととなる。それでは也可怯薛はどの怯薛を領したかという点と、第二怯薛の博尔朮、第三怯薛の木華黎の子孫は問題がないから、四怯薛の赤老温の後を承けたのであり、也可怯薛は第四怯薛の別名ではないかと思われる。赤老温の子孫は、兵志の記載にいつているのとは異なり、後が絶えているのではないけれども、その子孫のなかに一人の怯薛長をも見出すことができないから、也可怯薛は

元朝の怯薛について

第四怯薛の別名と認めてよいといっている。ところで筆者が得た結論は、博尔忽の子孫が領した怯薛、也可怯薛、第四怯薛の三者について、右にあげた元史兵志の記載、箭内氏の述べるころとは異なっている。それに戻す点。

②四怯薛の番直日支に関して、第一怯薛は申西戌日に、第二怯薛は亥子丑日に、第三怯薛は寅卯辰日に、第四怯薛は巳午未日に番直するという元史兵志に記載されている規定について、箭内氏はそのような規定は世祖以後においては全く行なわれなかったと断言しているが、果して氏のいうように規定通りには行なわれなかったのか、それとも規定通りなのかということに関する点。

以下、この二点を中心に、四怯薛の任命原則と四怯薛の輪番について再検討する。先づ便宜上②から取り上げて検討する。

1、四怯薛の輪番

四怯薛の輪番における番直日支の検討の際箭内氏の拠つたのは、元典章及びシャバンヌ氏が「通報」紙上に載せた白話碑文より蒐集した十八通の公文書である。筆者の調べたところ、同様の公文書が、右の外にも、広倉学窘叢書秘書監志（23通）、元永樂大典所収の元南台備要、憲台通紀、統憲台通紀（21）、廟学典礼（8）、遼史目錄（2）、金史公文（

元朝の怯薛について

1)、青崖集(2)、師山文集(1)、郝文忠公集(8)、
輟耕錄(1)、金陵新志(1)、常山貞石志に見出され、ま
た元典章のなかにあっても箭内氏があげられたもの以外に五
通がある。

そこでその検討に入る前に、公文書の形式とそれらの文書
に含まれる奏文に怯薛長を始めとする近侍怯薛互の名があげ
られていることの意味について述べておきたい。

金史の冒頭部にある公文に

皇帝聖旨裏江浙等處行中書省至正五年六月二十六日准中
書省咨。至正五年四月十三日篤恰帖木兒怯薛第二日、沙

嶺納鉢斡脫裏有時分、速古兒赤雅普化、云都赤撒迪迷失、

殿中撒馬、給事中也先不先等有來。阿魯禿右丞相、帖木

兒塔失大夫、太平院使、伯顔平章、達世帖木兒右丞等奏。

とある。これは皇帝の聖旨の内に載せられている江浙行省が
至正五年六月二十六日に中書省から准けとった咨文である。

「至正五年」以下はその咨文に含まれている上奏文の冒頭で
ある。その意味は、至正五年四月十三日、すなわち怯薛長官
篤恰帖木兒の領する怯薛が番直に当たっているその第二日目、
天子が沙嶺納鉢斡脫に居た時、その近侍には速古兒赤の雅普
化、云都赤の撒迪里迷失、殿中侍御史の撒馬、給事中也先
不化(先は花の誤り)等がいたが、そのときに、中書右丞相
阿魯禿(図)、御史大夫帖木兒塔失、樞密院使太平、平章政
事伯顔、右丞達世帖木兒等が(以下のように)奏したという

意味である。これによって至正五年四月十三日に番直した怯
薛長官の名が篤恰帖木兒であることがわかる。またその日(一
干支、丁卯)が番直(三日ごとに変更する)の第二日に当た
っていることから、篤恰帖木兒の番直日支が寅卯辰であるこ
とが推算される。ところで右に近侍としてあげられている者
の内に、云都赤撒迪里迷失の名がみえるが、その云都赤につ
いて、輟耕錄卷一に

国朝有四怯薛太官。怯薛者分宿衛供奉之士為四番。番三

晝夜、凡上之起居飲食諸服御之政令、怯薛之長皆總焉。

中有云都赤。乃侍御之至親近者。雖官隨朝諸司、亦三日

一次輪流入直、負骨朶於肩、佩環刀於腰、或二人四人、

多至八人。時若上御控鶴則在墀階之下。蓋所以虞姦回也。

雖宰輔之日觀清光、然有所奏請、無云都赤在、固不敢進。

今中書移咨各省、或有須備錄奏文事者、内必有云都赤某
等、以此之故。

とあって、云都赤は常に天子の左右前後で護衛にあたってお
り、宰相等が上奏する時には彼の承認を必要とする。それ故
に、中書省から各省へ送る公文書に備録された奏文には常に
云都赤の名があるのだとされている。また云都赤に限らず、
奏文の冒頭に怯薛長以下近侍怯薛互の名を連ねないとは、奏
時におけるこれら近侍の重要性を示していると考えられる。
注意すべきは、これらの近侍怯薛互は多く「隨朝諸司に官」
を有するということである。例えば先掲金史公文にみえる上

奏者のうちの中書右丞相阿魯禿は第二怯薛長である。すなわち第三怯薛長の篤恰帖木兒が第三怯薛を領して番直しているとき、非番の阿魯禿は中書右丞相の職務についているのである。怯薛長は近侍怯薛写全体の統率者であるが、これらの近侍怯薛写は、多く随朝諸司の重要な官職についている（これについては別論を用意している）。これによっても元朝における怯薛長の地位が如何に重要であるかが窺われるであろう。

以下に同様な奏文の例を二、三あげる。秘書監志卷七に

至元二十四年十一月初八日也可怯薛第一日、香殿裏有時分、火兒赤脫恰帖木兒、不花、刺古兒赤禿林台、博兒赤哈答孫、陵歡同知、月迭失同知、对這每的、相哥丞相、阿魯輝撒里平章、葉右丞、阿鶴答尚書、忽都荅兒尚書、乞失馬失里尚書等奏……

(第一表)

文書出所	年代順	上奏せる年月日	※日支	怯薛長官番直日次	※当概	次項において修正された番直日支
秘 二	1	至元二十年六月七日	丑	安 童 第一日	直 長官番	
典 八	2。	同二十一年正月二十五日	戌	朱 烈 門 第二日	西 戌 亥	戌 亥 子
同 五	3。	同二十二年十月二十一日	未	也 可 第一日	未 申 酉	
憲 通	4	同 右				
秘 三	5	同二十三年二月十二日	申	也 可 第二日	未 申 酉	
同 四 3 b	6	同 右				
同 四 18 b	7	同 右				

元朝の怯薛について

とあり、永樂大典二千六百十元南台備要に、

(順帝) 至元六年正月二十日也可怯薛第二日、玉德殿西耳房裏有時分、速古兒赤禿赤、云都赤赤老温、殿中不花察兒等有来。別怯里不花大夫、脱脱大夫、教化中丞、韓治書、王都事、蒙古必閣赤阿魯威等奏……

とある。

以上、元朝における怯薛長の地位の重要性、臣下が皇帝に上奏する際に怯薛（特に怯薛長）の持っていた役割の重要性がわかるが、その点は四怯薛の輪番制度がいかに運用されていたかにかかわる。以下統計八十五通の公文書によって四怯薛の輪番制度のあり方、まず番直日支を検討するが、左に箭内氏に倣い第一表を作る。

典	南	典	廟	典	廟	典	同	同	同	同	同	廟	典	秘	同	典	廟	同	青	文	
	備	五	典	三	典	三	三	二	六	二	四	七	十	二	右	四	集	書	出	所	
26。	25	24	23	22。	21	20	19	18	17	16	15	14。	13	12。	11。	10	9	8	年	代	
至大元年十月十一日	同十一年九月九日	大徳九年八月二日	同三十三年正月九日	同三十三年正月五日	同三十年正月九日	同十二月十一日	同七月二十三日	同二十八年二月十九日	同十一月二十八日	同二十八日	同二十五年十月十八日	同十二月九日	同十一月八日	同七月十六日	同四月十八日	同二十四年二月十五日	同十一月二十九日	至元二十三年十月二十日	上	奏	せ
																					る
																					年
																					月
																					日
申	午	子	寅	酉	寅	戌	午	亥	酉	辰	午	丑	未	巳	寅	午	辰	丑	※	日	
																					支
月	月	忽	阿	也	阿	也	伊	呼	察	察	察	安	也	安	安	察	安	巴	怯	薛	
赤	赤	都	都	可	都	可	克	凶	察	察	察	童	可	童	童	爾	爾	林	長	官	
海	兒	台	台	可	台	可	克	台	爾	爾	爾	童	可	童	童	爾	爾	林	官	番	
第一	第二	第二	第一	第二	第一	第三	第二	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第三	第三	第三	第三	番	直	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	直	日	
申	巳	亥	寅	申	寅	申	巳	亥	酉	辰	午	丑	未	巳	子	辰	寅	亥	※	當	
酉	午	子	卯	酉	卯	酉	午	子	戌	巳	未	寅	申	午	丑	巳	卯	子	該	該	
戌	未	丑	辰	戌	辰	戌	未	丑	亥	午	申	卯	酉	未	寅	午	辰	丑	支	支	
																			次	項	
																			に	お	
																			い	て	
																			修	止	
																			さ	れ	
																			た	支	
																			番	直	
																			日	支	
																			支	支	

秘	金陵新志	南	憲	南	憲	南	同	白	同	同	同	秘	典	南	秘	同	典	秘	文書出所
三	備	備	統	備	通	備	同	碑	六	五	五	二	四	備	五	七	八	五	年代順
64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	上奏せる年月日
同	同	至正元年正月七日	同	同	同	同	至元元年五月七日	元統二年正月二十六日	天曆二年三月二十一日	泰定二年十一月二十三日	至治元年六月二十三日	同	同	同	同	同	同	延祐五年二月三日	
同	二月八日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	※百支
子	酉	卯	巳	酉	子	戌	子	卯	寅	亥	丑	寅	午	寅	午	辰	戌	未	怯薛長官
阿魯秃	也	篤隣帖木兒	別理怯不花	也	阿魯	篤隣帖木兒	阿察赤	篤恰帖木兒	闊徹伯	撒里蛮	失秃兒	拜住	也先帖木兒	拜住	也先帖木兒	拜住	拜住	也先帖木兒	番直日次
第二日	第二日	第二日	第一日	第二日	第二日	第三日	第二日	第二日	第二日	第一日	第三日	第一日	第二日	第一日	第二日	第三日	第二日	第三日	※当該
亥子丑	申酉戌	寅卯辰	巳午未	申酉戌	亥子丑	申酉戌	亥子丑	寅卯辰	丑寅卯	亥子丑	亥子丑	寅卯辰	巳午未	寅卯辰	巳午未	寅卯辰	酉戌亥	巳午未	直日支
									寅卯辰										次項において修正された番直日支

元朝の怯薛について

文書出所	年代順	上奏せる年月日	※日支	怯薛長官	番直日次	※当該番直支	※当該番直支
輟録十三	65	至正元年八月十二日	巳	別理怯不花	第一日	巳午未	次項において修正された番直日支
秘五	66	九月二十二日	申	也 可	第一日	申酉戌	
遼目	67	同 三年三月十四日	卯	篤憐帖木兒	第三日	丑寅卯	寅卯辰
同	68	三月二十八日	巳	別兒怯不花	第二日	辰巳午	巳午未
憲通	69	同 四年八月三十日	戌	也 可	第三日	申酉戌	
金史公文	70	同 五年四月十三日	卯	篤恰帖木兒	第二日	寅卯辰	
憲統	71	同 十月二日	子	阿魯 可	第二日	亥子丑	
南備	72	同 十年十一月二十二日	酉	也 可	第二日	申酉戌	
同	73	同 十二月二十日	丑	阿魯 可	第三日	亥子丑	
同	74	同 十一年正月十一日	酉	也 可	第二日	申酉戌	
憲統	75	同 十二年正月二十九日	戌	也 可	第三日	申酉戌	
南備	76	同 二月九日	未	脱 可	第三日	巳午未	
同	77	同 三月二十二日	寅	咬 可	第三日	子丑寅	亥子丑
同	78	同 三月二十四日	辰	篤憐帖木兒	第三日	寅卯辰	
同	79	同 閏三月十六日	丑	咬 可	第三日	亥子丑	
同	80	同 二月二十五日	戌	也 可	第三日	申酉戌	
同	81	同 四月三十日	申	也 可	第一日	申酉戌	
同	82	同 十一月五日	戌	也 可	第二日	酉戌亥	申酉戌
師山文集	83	同 十五年六月二十五日	卯	燕古兒	第二日	寅卯辰	

元朝の怯薛について

文書出所	年代順	上奏せる年月日	※日支	怯薛長官	番直日次	※当該	次項において修正された番直日支
白	84。	至正二十三年十月十三日	申	哈刺章	第二日	未申西	亥子丑
同	85。	同二十六年二月十七日	巳	完者帖木兒	第一日	巳午未	

備考 ※印欄は筆者の推算による。年代順の数字の下につけてある。印は箭内氏が「元朝怯薛考」の表に掲げたもの。

a、延祐年間と至正前期

まず、四怯薛の輪番が、元史兵志の規定通り典型的に行なわれている延祐年間と後至元の末年から至正十年まで（以下至正前期という）とを考察する。ただし、考察は至正前期から始める。

至正前期において、申西戌の日の番直は也可怯薛である。

也可怯薛は(60)（第一表の60、以下同様）至正六年正月二十日、(63)至正元年二月八日、(66)同九月二十二日、(69)同四年八月三十日、(72)同十年十一月二十二日に現れている。至正前期には他の怯薛の番直もみえるが、しかし申西戌の日にあつては也可怯薛のみが現れている。至正前期におけるこの事実、当時也可怯薛の番直日支に一定の法則性があったのを示している。

亥子丑の日の番直は阿魯図である。阿魯図は(64)至正元年四

月二十四日、(71)同五年十月二日、(73)同十年十二月二十日に現れている。いずれも亥子丑の日であり、至正前期における阿魯図の怯薛の番直日支が一定であったのを示している。

寅卯辰の日の番直は篤憐帖木兒である。篤憐帖木兒は(56)元統二年正月二十六日、(62)至正元年正月七日、(70)同五年四月十三日、(78)同十二年三月二十四日に現れている。しかし篤憐帖木兒の怯薛は、(58)至元元年七月十八日には申西戌の日に現れている。これは例外であるがこの点については後に述べる。また(67)至正三年三月十四日には丑寅卯であり本来のものから一日ずれている。これは記載の誤りとみられるが、この点についても後に述べる。

巳午未の日の番直は別兒怯不花である。(61)至元六年九月七

日、(65)至正元年八月十二日、(68)同三年三月二十八日に現れている。ただし、(68)至正三年三月二十八日の別児怯不花は辰巳午であり、本来のものから一日ずれている。これは記載の誤りとみられるが、この点については後に述べる。

これらによって、至正前期においては、也可、阿魯図、篤憐帖木兒、別児怯不花の四怯薛が、各々申酉戌、亥子丑、寅卯辰、巳午未の日を受け持ち、順番に交代して番直に入ったことが明らかになる。従って当時四怯薛による輪番制度が存在したことは疑いない。

延祐年間においてもそのことは確かめられる。以下それについて述べる。

この期間においても、申酉戌の日の番直は也可怯薛である。(45)延祐四年十二月五日に現れている。また少し遡るが、(32)皇慶元年十一月十七日、(33)同二年七月二十一日にも現れている。

亥子丑の日の番直は木刺忽である。(36)延祐元年、(38)(40)二年、(41)三年に現れている。

寅卯辰の日の番直は拜住である。延祐元年に二度(34)(35)四年に一度(43)、六年に二度(48)(50)、七年に一度(52)現れている。なお拜住の怯薛は右の外にも(35)同元年十二月一日と、(47)同五年十月十一日に現れているが、その日支はそれぞれ卯辰巳、酉戌亥である。これは例外的なものであるが、番直日支に乱れがあったことを示すものとするよりは、記載に誤りがあるとする方が妥当であろう。このことについては

元朝の怯薛について

後に述べる。

巳午未の日の番直は也先帖木兒である。延祐二年より同七年まで毎年一度ずつ、合計六度(39)(42)(44)(46)(49)(51)現れている。ところで、(40)延祐二年九月十四日には木刺忽の名がみえているが、木刺忽は先に述べたように亥子丑の日にも現れている。第四怯薛には也先帖木兒の名がかくも頻繁に現れているのであるから、木刺忽がこの間に第四怯薛の長であったとは考えられない。彼の番直の日支は明らかに亥子丑であり、巳午未に当たっているのは、記載に誤りがあるか、それとも也先帖木兒に事故があり、臨時に代行したかといったことの外には考えられない。先述の(58)至元元年七月十八日の篤憐帖木兒の場合もそうである。もし記載に誤りがあるのであれば、恐らく番直の長官名に誤りがあるであろう。いまそのいずれが正しいとも定め難いが、延祐年間であっても、四怯薛の輪番制度が存在したことは明確である。その番直日支は申酉戌、亥子丑、寅卯辰、巳午未である。これらの番直日支は元史兵志の記載に一致し、それぞれ第一怯薛、第二怯薛、第三怯薛、第四怯薛に該当する。また木刺忽、篤憐帖木兒の場合には、第二或は第一、第三の両怯薛にまたがって現れていたが、それは記載の誤りである可能性が強く、もしそうでないとしても臨時的なものであり、四怯薛による輪番制度が存在する以上、原則としては同一怯薛長官の番直の日支が一定であるということが認められるであろう。

b、番直日支

いままでみてきたところにより、延祐年間及び至正前期において、四怯薛の輪番制度が厳然として行なわれていたことが明らかになった。そこで次にこれがあらゆる時代に行なわれていたかどうかを番直日支を通して検討する。

第一表をみると、(8)(9)(12)を除く(1)から(17)までの14例と、(30)(47)(55)(67)(82)(84)の9例とを除いては、当該怯薛長官の番直の日支はすべて申酉戌、亥子丑、寅卯辰、巳午未のいずれかである。結論を先にいえば(1)から(17)までの時代を除けば、四怯薛の番直の日支は、元史兵志の記載のように、第一怯薛申酉戌日、第二怯薛亥子丑日、第三怯薛寅卯辰日、第四怯薛巳午未日という原則に従って行なわれていたと考えてよいと思われる。以下まずそうした理解の障碍となる(30)(35)(47)(55)(67)(82)(84)の九例について検討する。

まず、(77)咬咬の子丑寅であるが、子丑寅の寅に当たる三月二十二日を見ると、次の(78)篤恰帖木兒の番直の日に当たっている。(79)では咬咬は亥子丑となっており、又篤恰帖木兒の番直日支が寅卯辰であることは、(62)(70)で確かめられるから、(77)の二十二日は二十一日の誤りであり、その番直日支は亥子丑と是正される。

次に(35)拜住の卯辰巳と(47)拜住の酉戌亥とであるが、先に述べたように、(34)(37)(48)(50)(52)の拜住をみると、その番直の日支は

すべて寅卯辰であり、拜住の怯薛が寅卯辰の日に定められてあったことはほぼ確実であるから、(35)と(47)の二例は記載の誤りではないかと思われる。そこで(47)の日付十月十一日の一月後の日支をみると果して卯である。恐らく十一月を十月と誤記したものであろう。(35)の卯辰巳も第三日を第二日と誤記したものと考えられる。そこで、これらは記載の誤りと考えてよいと思われる。果してそうであるならば、(35)卯辰巳、(47)酉戌亥は共に寅卯辰となる。

(82)の也可怯薛についても同様である。(20)(22)(27)(32)(33)(45)(60)(63)(66)(72)(74)(75)(80)と、世祖の時代から順帝の時代に至るまで引続き也可怯薛は申酉戌の日である。也可怯薛は第一怯薛で、その日支が申酉戌であることは間違いない、この時にのみ酉戌亥と乱れたとは思われない。拜住の場合と同様に第三日を第二日と誤記したものとみて、申酉戌と修正してよいと思われる。

(84)の哈刺章は次項に述べるように、木刺忽の曾孫でかつ阿魯図の孫である。(a)で既に見たように、木刺忽、阿魯図共にその番直日支は亥子丑であるから、哈刺章の番直日支も亦亥子丑であると考えられ、未申酉という他のいずれとも合致しない番直日支は記載の誤りを示すもののように思われる。これについては次節に改めて述べることとし、今仮に亥子丑につけておく。

このようにみても、(30)(55)も亦記載に誤りありとみられる。今仮に番直日次に誤りありとして、(30)巳午未第四怯薛、(55)寅卯辰第三怯薛としておく。

次に(1)から(17)までの諸例についてであるが、問題はこれら至元二十年六月から同二十五年十一月までの間における怯薛長官の番直日支は、(8)(9)(12)を除いては、すべてそれ以後の時代における番直日支と相違することである。従って、これらがすべて記載の誤りであったとは考え難く、この期間の番直日支は別の基準によつていたのではないかと思われる。まず(3)と(4)、(5)と(6)と(7)の重複について調べてみる。

(3)と(4)の文書の出所は元典章と憲台通紀とで、両者は典拠を同じくする。注④。(5)、(6)、(7)は共に秘書志の記載であり、同一時の奏文がその内容によつて分けられて三箇所に記載されたものである。それだけに少なくとも基本になった史料にはそう書かれていたように思われる。しかしそうしたことがあるにしても、それらは本来同一系統史料における重複一致であるだけに、異類系統史料におけるそのように信頼が置けるものではない。

また(15)(16)(17)についてみると、いずれも出典は廟学典禮であるが、(15)と(16)とは全く同一の奏文を内容とした文書である。より正確に言えば(16)は(15)より後の日付を持つ文書中に(15)の典拠となった文書をそっくりそのまま含んだものである。従つて(15)と(16)は両立するものではない。すなわち(15)と(16)の文書の

元朝の怯薛について

日付は、至元二十五年十月十八日か同二十八日のいずれかが、誤写または誤植されたものであり、十八日か二十八日のいずれか一方に統一さるべきものである。このようにみても、(16)(17)も(16)と異なる点は十月か十一月かの一点のみであるから、(16)と(17)ではその内容を異にするが、同一上奏文に属するものであると考える。従つて(15)と(16)と(17)とは、三者のうちいずれか一つのみが正しく、他の二つは記載の誤りであることになり。しかし現段階ではいずれが正しいとも明らかになっていないのであるから、三者ともに検討の対象とする。以下(1)から(17)までの諸例について、四怯薛の番直日支にどのような法則性があるのかを検討する。

(1)から(17)までの番直日支をみると、怯薛長官安童(安図は安童の同音異訳)の番直日支は、(1)と(4)が丑寅卯、注⑤、(9)が寅卯辰、(11)が子丑寅、(12)が巳午未であり、失烈門の番直日支は(2)酉戌亥であり、也可の番直日支は(3)(4)も同じ)と(5)(6)(7)と(13)とのいずれもが未申酉であり、巴林の番直日支は(8)亥子丑であり、察察爾の番直日支は、(10)と(16)が辰巳午、(15)が午未申、(17)が酉戌亥である。一見甚しく乱れており、なら法則性がないようであるが、これらの内にも以下にあげる三通りの法則性らしいものがみられる。その第一のものは、(1)(3)(4)も同じ(5)(6)(7)(10)(13)(14)(16)の十例に適用されるが、第一怯薛は未申酉、第二怯薛は戌亥子、第三怯薛は丑寅卯、第四怯薛は辰巳午であるとするとするものである。右の十例につい

て、筆者がこの法則性が妥当であるとする根拠は、次に述べる諸点にある。(3)と(5)と(13)とは也可怯薛の例であるが、その番直日支はいずれも未申酉で一致している点。(10)と(16)とは察察爾の怯薛の例であるが、その番直日支はいずれも辰巳午で一致している点。(1)と(14)とは安童の怯薛の例であるが、その番直日支はいずれも丑寅卯で一致している点。(3)(5)(13)の也可怯薛の番直日支は未申酉で、右に法則性としてあげた(以下同様)第一怯薛の番直日支に一致し、また(10)(16)の察察爾の怯薛の番直日支は辰巳午で、第四怯薛の番直日支に一致し、また(1)(14)の安童の怯薛の番直日支は丑寅卯で、第三怯薛の番直日支に一致する点。第二のものは、(8)(9)(12)の三例に適用されるが、第一怯薛は申酉戌、第二怯薛は亥子丑、第三怯薛は寅卯辰、第四怯薛は巳午未であるとするものである。右の三例について、筆者がこの法則性が妥当であるとする根拠は、次に述べる諸点にある。(8)の巴林の怯薛の番直日支が亥子丑で、右に法則性としてあげた(以下同様)第二怯薛の番直日支に一致する点。(9)の安図の怯薛の番直日支が寅卯辰で、第三怯薛の番直日支と一致する点。(12)もまた安童(安図)の怯薛の例であるが、その番直日支が巳午未で、第四怯薛の番直日支と一致する点。また右にあげた第二の諸点が、元史兵志の記載、(18)以降の諸例にみられる法則性と一致する点。ただし、(9)と(12)とが、怯薛長官が同じ安童であるにもかかわらず、番直日支がそれぞれ寅卯辰、巳午未となっていて相互に異なるのは、この法則性の妥当性を弱めるものである。第三のものは、(2)(11)(15)の四例に適用されるが、第一怯薛は酉戌亥、第二怯薛は子丑寅、第三怯薛は卯辰巳、第四怯薛は午未申であるとするものである。右の三例について、筆者がこの法則性が妥当であるとする根拠は、次の諸点にある。(2)の失烈門の怯薛の番直日支が酉戌亥で、右に法則性としてあげた(以下同様)第一怯薛の番直日支と一致する点。(11)の安童の怯薛の番直日支が子丑寅で、第二怯薛の番直日支と一致する点。ただし、(15)と(17)とが同一怯薛長官であるにもかかわらず、番直日支が異なり、また(2)と(17)とでは怯薛長官が異なっているにもかかわらず、番直日支が同じであるのは、この法則の妥当性を弱めるものである。以上三種の法則性らしいものは相互に排除して相容れないが、最も法則たるべき蓋然性が高いのは最も多くの例に適用され、且つ同一長官の番直日支に一致がみられる例を含む第一のものであることは明らかである。また第一のものは、(1)から(17)までの諸例のうち過半数の十例を含み、第二第三のものはそれぞれ三、四例で僅かしかないだけでなく、その中に法則としての妥当性を弱めるもの、すなわち記載の誤りである可能性を示すものを含んでいる。従って、(17)至元二十五年十一月二十八日以前にも法則性があつたとみてよい。その法則性によつた際、第一怯薛は未申酉、第二怯薛は戌亥子、第三怯薛は丑寅卯、第四怯薛は辰巳午となり、也可は第一、安童は第三、察察爾は第四怯薛長官となる。

その番直日支は、元史兵志の番直日支、至元二十八年以後の番直日支と一日ずれてきたことになる。

そこで右に得た結論の上になつて、先に第二、第三の法則性らしいものとしてあげた、(2)(8)(9)(11)(12)(15)(17)の例について見直さなければならない。まず(15)と(17)とであるが、これは先述の如くいずれか一つが正しいものである。以上の検討によれば、第一のものに含まれていた(16)が正しいとみられ、第三のものに含まれていた(15)と(17)とは記載の誤りである。さて先に検討したところに明らかなように、日支または日次に屢々誤りがあったが、今また(15)(17)の察祭爾の例についても誤りがみられるわけである。それだけに(2)失烈門、(8)巴林についても誤りがあると推定し、それらをいずれも第二怯薛であり、かつ失烈門の場合は酉戌亥を戌亥子に、巴林の場合は亥子丑を戌亥子に修正することができよう。(9)(11)(12)の安童の怯薛は、安童が第三怯薛長であることから、それぞれ(9)寅卯辰を丑寅卯、(11)子丑寅を丑寅卯、(12)巳午未を丑寅卯と修正するのが妥当であろう。

さて、先に検討を後に譲った(67)、(68)の両怯薛の番直日支のずれについてであるが、両番直日支のうち、(67)篤隣帖木兒は本来ならば寅卯辰の日にあたるはずであるのに丑寅卯の日になつており、(68)別兒怯不花は巳午未の日にあたるはずであるのに辰巳午の日になつてゐる。この一日のずれは、至元二十五年以前の番直日支のずれと一致し、かついずれも遼史目錄

元朝の怯薛について

にみえるから、一概に誤りであるとするわけにはいかないのであるが、番直日支に一日のずれがみられるのは至元二十五年以前の例であり、一方右の両例が元末であること、及び他の篤隣帖木兒、別兒怯不花の番直日支は正しく寅卯辰、巳午未となつてゐること、並びに(67)(68)の前後の諸例の中でこのように番直日支に一日のずれがあるのは両例だけであること、から推して、なんらかの事情で両例とも誤りが生じたもの（正しくは篤隣帖木兒は寅卯辰、別兒怯不花は巳午未）と考えるのが至当であろう。

以上で明らかになつたのは、(一)至元二十五年十一月以前においては、四怯薛の番直日支は第一怯薛未申酉、第二怯薛酉戌亥、第三怯薛子丑寅、第四怯薛卯辰巳であつたこと、(二)同二十八年二月以後においては、第一怯薛申酉戌、第二怯薛亥子丑、第三怯薛寅卯辰、第四怯薛巳午未であつたことである。さて、(一)と(二)とのずれについてであるが、それが生じたのは至元二十五年十一月から同二十八年二月に至る間である。しかしそれが何によつて生じたのかは詳らかではない。(二)にみえるものはその出現以後、元末まで定制として守り続けられた。なお(一)も(二)もともに正しい規定であるが、元史兵志の記すところは(一)と違つてゐる。従つて元史兵志の番直日支についての規定は、至元二十五年十一月以前のものについては妥当でなく、至元二十八年二月以後についてのみ妥当性をもつものである。

元朝の怯薛について

二、四怯薛の長

四怯薛の輪番制度の存在が明らかになったので、次に四怯薛の長が果して元史兵志の記載のように、博尔忽・博尔朮・木華黎・赤老温等四人の子孫であるのかどうか、也可は果して博尔忽の後を承けたものであるのかどうか、これらの怯薛は、それぞれ第一、第二、第三、第四怯薛であるのかどうかという諸点について検討する。ついで各怯薛長官の在任期間についても検討する。

まず第一怯薛についてであるが、第一表にみえる怯薛長の番直日支に従えば、第一怯薛長には也可、月海、篤隣帖木兒がいる。以下彼等がどの世系に属するか、またどの期間在任したかといったことを検討する。その後第二怯薛以下についても同様の検討とする。

(a)、第一怯薛

(イ)、也可

前節の検討で明らかになったように也可は第一怯薛長官名である。その例が現れているのは元初世祖の時代から元末順帝の時代にまでわたっており、その期間は少なくとも七十年に及ぶ。従って也可と称されるものが、誰か特定の個人を指すとは考えられない。也可の名の由来について、元史兵志には、天子が自ら領するのでそういうのであるといっているが、也可はもともと「大きい」という意味であり、也可が特定の

個人とは考えられないことと合わせ考えれば、元史兵志の説は正しいとみられる。なお元史兵志によると、第一怯薛の直接の掌領者は別速部であったとされているが、第一怯薛は、天子が自らの名を以て領したために也可怯薛と呼ばれるのであるから、第一怯薛を直接に領するのが誰であっても、その特定の個人の名が第一怯薛長官名として記録に残るとは考えられない。すなわち、第一怯薛を直接に領したのが、別速部であったというのが事実であるかどうかは確かめようがない。よってこの点については元史兵志に従う以外にはないのである。

(ロ)、月海

月海の怯薛は(26) (第一表の番号) 至大元年十月十一日に現れている(その番直日支は申酉戌である)。これによって、月海が第一怯薛長官であると推測した。しかし前述のように第一怯薛の場合、その長官名として特定の個人の名が記録に残るとは考えられないので、月海はほか他の怯薛に属するものである。彼の世系が明らかになれば、どの怯薛に属するのかという点についての手掛りを得られるのであるが、それも詳らかではない。また在任期間も、(26) 至大元年十月十一日の時点で怯薛長であったこと以外、詳らかではない。

(ハ)、篤隣帖木兒

篤隣帖木兒の怯薛は、先に述べたように、(56) (58) (61) (67) (70) (78) (

日付は第一表参照)に現れているが、(58)が第一怯薛の番直日支であるのを除き、他の例はすべて第三怯薛の番直日支である。そこでこの第一怯薛の場合には、篤憐帖木児が臨時に也可怯薛の番直日支にも行なったと考えられる。あるいはまた(58)の日付に誤りがあるとも考えられる。従って世系、在任期間は第三怯薛の項において検討する。

なお、第一表にはみえないが、也可怯薛の直接の掌領者であったと考えられるものに尚家奴・李羅がいる。そこで以下尚家奴・李羅についても検討を加える。元史卷三十一明宗紀、天曆二年五月辛酉の條に、

御史大夫李羅・中政使尚家奴並特授開府儀同三司、以典四番宿衛。

とあり、怯薛長尚家奴・李羅の名がみえているが、両者が典った宿衛の番直日支は明らかではない。しかし後に第三、第四怯薛の項で検討するように、明宗紀における第三怯薛長は闊徹伯、第四怯薛長は完者帖木児であると推定される。従って尚家奴・李羅はそれぞれ第一あるいは第二の怯薛長であり、両者のうちいずれかが、也可の名を以て第一怯薛を領したと考えられる。そこで両者の在任期間であるが、同卷三十一明宗紀に、

延祐三年春議建東宮。……於是封帝為周王。出鎮雲南、置常侍府官屬、以遙授中書左丞相禿忽魯、大司徒斡耳朶、中政使尚家奴、山北遼陽等路蒙古軍万户李羅、翰林侍講

元朝の怯薛について

学士教化等並為常侍。

とあって、両者は明宗が周王となって以来の腹心であると述べている。またこのことについて、同明宗紀に、

歲戊辰九月壬申、懷王即位。是為文宗。改元天曆。詔天下曰。謹俟大兄之至、以遂朕固讓之心。……旧臣李羅・尚家奴・哈八兒禿・皆從至金山。

とあって、両者は明宗の旧臣であると述べている。両者が明宗の腹心であったからこそ、明宗は、先掲明宗紀天曆二年五月辛酉の條にみえるように、天曆二年五月に、両者をして四番宿衛を典らせることにしたのであろう。同卷三十四文宗紀によると、至順元年六月、中政使尚家奴は、闊徹伯(後に述べるように第三怯薛長である)等とともに、「謀變有罪」を以て棄市されており、また李羅についても、同至順元年秋七月丁丑の條に、

故丞相鉄木迭児子將作使鎖住、与其弟觀音奴・姉夫太医使野理牙、坐怨望造符録祭北斗呪咀。事覺。詔中書鞠之。事連前刑部尚書烏馬兒・前御史大夫李羅・上都留守馬兒及野理牙姉阿納昔木思等、俱伏誅。

とあって、誅されたと認められる。その日時は、「事は前の……御史大夫李羅……等に連なりとあることから推して七月丁丑以前、恐らく尚家奴と同じ六月であると考えられる。両者が誅された至順元年六月以前に、両者が怯薛長を解任されたという記事はなく、別に他の者が代って領したという明

元朝の怯薛について

白人事実もないので、両者の在任期間は、ともに天曆二年五月から至順元年六月までであるとするのが至当であろう。しかし両者の世系は詳らかではない。

また右の外にも、也可怯薛の直接の掌領者であったと考えられるものに、定住がある。文宗紀天曆二年九月壬申の條に、怯薛官武備卿定住特授開府儀同三司。

とあって、怯薛官（怯薛長注⑥）定住の名がみえる。彼の領した怯薛の番直日支は明らかではないが、それだけに也可怯薛の実際の掌領者であった可能性がある。本紀によると、文宗至順元年五月には、「宣徽使定住」とみえ、順帝至元元年九月には、「太保中書平章事定住」とみえるから、彼は、尚家奴・孛羅とは異なり、文宗の腹心として生きのびたと認められるが、その在任期間は詳らかではない。またその世系も詳らかではない。

以上、第一怯薛は天子が自らの名を以て領したので也可怯薛と呼ばれた。それだけに直接の掌領者が誰であったか確かめられないが、明宗期の怯薛長である尚家奴・孛羅のうちのいずれかは、また文宗期の怯薛長である定住は、也可怯薛の直接の掌領者であった可能性がある。なお、尚家奴・孛羅、定住の世系は詳らかではなく、也可怯薛の直接の掌領者は別速部であるとする元史兵志の記載が事実かどうかを確かめることはできない。よってこの点については元史兵志に従う外はない。また元史兵志には、也可怯薛は、第一怯薛の博尔忽

の子孫が早絶した後を承けたものであるとされているのが、後に明らかにするように、博尔忽の子孫は第四怯薛長を世襲しているから、この点の検討は第四怯薛の検討の後に更めてとりあげる。

(b)、第二怯薛

(1)、失烈門

失烈門の怯薛は、(2)至元二十一年正月二十五日に現れている。世系未詳注の。

(ロ)、巴林

巴林は管見の及ぶ限り、青崖集卷四に一個所見えるだけである。ただし、元史卷十五に八鄰、元朝秘史に巴阿囉があって、元史語解には両者は巴林と表わされているのであるが、両者はともに部族名である。公文書の怯薛長官名のところに、その長官の部族名を記したものは他に例がないが、仮にこれを部族名として、(8)至元二十三年十月のところに、巴林||巴阿囉という部族に属する人物で、怯薛長官にあてられるほぼ重きをなすものを求めると伯顔がいる。しかし伯顔は、元史卷一二七本伝によれば、至元十八年、燕王に従って北辺の鎮撫に赴いており、至元二十三年十月にあって、依然北辺に留っている。それだけに当時怯薛長官として怯薛を領し得たと思われぬ。また伯顔の他には、怯薛長にあたるほど重きをなす人物は見当たらない。さきに述べたように、部族名を

以て怯薛長官名とする例は他にないことでもあるので、巴林は人名、ただし具体的なこととは不明としておく。

(ハ)、呼図克台

呼図克台という表記は、清朝の欽定四庫全書珍本初集廟學典禮にみえるものである。いま元史語解卷一及び卷十五をみると、元史に忽都台とあるものを呼図克台と記しているのがわかる。しかし、忽都台なる人物で怯薛長に該当する顕貴かつ重要な者は管見の及ぶ限りみあたらない。

ところで次項(ニ)忽都答兒で考察するように忽都答兒は至元二十一年から大徳十一年に至るまでの時期に第二怯薛長であったと推定される。そこで忽都答兒の清朝風表記を元史語解によって検討すると、巻十にそれを呼図克岱爾と表している。

右の呼図克台はこの呼図克岱爾の誤りと考えられる。かくて忽都答兒が(18)至元二十八年二月十九日にも怯薛長であったことがわかる。忽都答兒については次項に述べる。

(ニ)、忽都答兒

忽都答兒の怯薛は、(24)大徳九年八月二日に現れている。元史卷九十五食貨志歳賜の條に、也可怯薛、帖古迭兒怯薛、月赤察兒怯薛と並んで忽都答兒の怯薛もみえている。その忽都答兒の部分

忽都答兒

江南戸鈔。至元二十一年分撥武岡路新寧県五千戸。

元朝の怯薛について

計二百錠。

と記されている。これによって至元二十一年にも忽都答兒は怯薛長であったことがわかる。

さて元史宰相年表の世祖初期に忽都察兒の名がみえる。彼は、至元二、三年中書右丞相、四、五、六年中書平章政事、七年から十四年まで中書左丞相であったが、同卷六世祖紀至元四年六月乙丑の條に、

復以史天沢為中書左丞相。忽都答兒・耶律鑄並降平章政事。

とあり、また同卷七世祖紀至元七年春正月丙午の條には、以平章政事忽都答兒為中書左丞相。

とあって、宰相年表の忽都察兒は、忽都答兒の誤りであることがわかる。ところで同卷二十五仁宗紀延祐三年春正月丙午の條に、

封前中書左丞相忽魯答兒壽國公。

とあるが、中書左丞相忽魯答兒の名は他にみられないから、忽魯答兒は忽都答兒のことであると認められる。この中書左丞相忽都答兒と怯薛長忽都答兒とは同一人物であるとみられる(怯薛長は、通常朝廷にあって重要な官職を兼ねている。従って、怯薛長の名は本紀につけられているとみてはば疑いない。以下の検討において、このことを前提とする。また怯薛長に任せられたことがはっきりしているにもかかわらず、その任免の時期がはっきりしない場合、彼の帯びた官職の高

元朝の怯薛について

低が、その時期を推定する手掛りとなる。

そこで忽都答兒の在任期間についてであるが、右にみてきたことと、(ハ)呼図克台の例と至大二年には次の只兒哈郎が第二怯薛であったことが明らかであることとを合わせ考えると、忽都答兒は、至元二十一年失烈門に代って怯薛長となり、成宗が崩じ武宗が立った際、すなわち大徳十一年に次の只兒哈郎に代ったとみられる(怯薛長は天子の腹心のうちでも、最も天子に親密な職であり、それだけに天子の交代は怯薛長交代の契機として考慮できる。他にこれといった契機が見出せない場合、天子の交代を以て怯薛長交代の契機とするのが至当であろう)。世系未詳注⑤。

(本)、只兒哈郎

只兒哈郎の怯薛は、²⁸至大二年十二月二十八日に現れている。元史卷二十二武宗紀大徳十一年七月庚辰の條に、

以御史中丞只兒哈郎為御史大夫。

とあるが、この御史大夫只兒哈郎は、同本紀によると、至大二年七月丁卯に知樞密院事とされ、同三年三月乙酉には陝西行尚書省平章政事となって外に出ている。怯薛長只兒哈郎は、この只兒哈郎であるとみられる。

右の推定が正しいとすれば、怯薛長只兒哈郎の在任期間は、大徳十一年の武宗即位のときから、至大三年三月乙酉、陝西行尚書省平章政事となって外に出るまでとみるのが至当であろう。世系未詳注⑥。

(ハ)、木刺忽

木刺忽は阿爾刺氏。博尔忽の子孫であり、玉速帖木兒(玉兒魯那漢)の子である。これらの諸点は箭内氏がすでに明らかにしている通りである。

次に木刺忽の在任期間であるが、木刺忽の怯薛は、³⁶延祐元年十二月二十一日、³⁸同二年四月二十三日、⁴⁰同九月十四日、⁴¹同三年三月二十一日に現れている。最も早く現れているのは³⁶であるが、元史卷二十四仁宗紀至大四年冬十月戊子の條に、

特授故太師月兒魯子木刺忽榮祿大夫知樞密院事。

とあって、知樞密院事は怯薛長が任せられるに足る重要な職であるから木刺忽はこのとき已に怯薛長であったと考えられ、木刺忽が怯薛長に任せられた時期は、³⁶より三年前の至大四年十月以前にまで遡らせることができるであろう。この時期は只兒哈郎が陝西行尚書省平章政事となって外に出た翌年あたり、両時期が近接していることから推して、木刺忽は只兒哈郎の後を承けたとすることが至当であろう。また木刺忽の怯薛は⁴¹以後現われていないが、木刺忽がそれ以後も生存していたことは確かであり、失秃兒が第二怯薛を領したことがはっきりしている至治元年に至るまで、すなわち延祐年間には、木刺忽が第二怯薛長であったと思われる。すなわち木刺忽の在任期間は、恐らく至大三年三月から、延祐七年までとみるのが至当であろう。

(ト) 失 禿 児

失禿児の怯薛は、⁶³至治元年六月二十三日に現れている。
元史卷二十九泰定帝紀至治三年八月癸亥の條に、

車駕南還、駐蹕南坡。是夕失与知枢密院事也先鉄木児・
大司農失禿児……等謀逆、以鉄失所領阿速衛兵為外応、
殺丞相拜住、遂弑帝於行帳。

とあって、南坡の変の際、鉄失、也先帖木児等とともに丞相
拜住及び英宗を暗殺した大司農失都児の名がみえるが、彼は
同卷一三九朵児只伝には、同じく南坡の変について述べた条
に「怯薛官失都児」とみえ、怯薛長失都児と同一人物である
ことがわかる。そこで大司農という官職を手掛りに泰定帝紀
をみると、失都児は至治三年九月大司□となったが、同十月
甲子には逆賊として誅せられている。従って彼が怯薛長であ
ったのは、至治三年十月までとみてよい。なお失都児の怯薛
は、⁶³至治元年六月二十三日に怯薛長であることがはっきり
しているのであるから、その任命の時期はそれより少し遡っ
た英宗即位のころとみて、木剌忽のあとを承けたものとする
のが至当であろう。すなわち失都児の在任期間は、至治元年
から同三年九月までとなる。世系未詳。

(チ) 撒 里 蛮

撒里蛮の怯薛は、⁶⁴泰定二年十二月二十三日に現れている。

元史卷二十八英宗紀至治三年五月乙卯の條に、
賜勲旧子撒兒蛮・按灰鉄木児・也先鉄木児。人万五千

元朝の怯薛について

貫。

とある。この撒兒蛮は、勲旧の子であることと、⁶⁴の時期に
近接していることから推して、怯薛長撒里蛮と同一人物であ
ると考えられる。恐らく彼は、失都児が至治三年十月誅され
た後を承けて怯薛長となったのであろう。

そこで撒里蛮が何時まで怯薛長であったかについてである
が、元史卷三十八伯顔伝、同燕鉄木児伝、明宗紀等によって、
致和元年七月に泰定帝が崩じてから、同九月に文宗が即位し
て天曆と改元したころまでの政治情勢を述べると、泰定帝の
死後、その怯薛は、倒刺沙の擁立した泰定帝の子に従い上都
に在って、武宗の子（文宗・明宗）を擁立した大都に在る伯
顔・燕鉄木児の軍と敵対したが、殆んど潰滅的な打撃を被っ
たことがわかる。ところで燕鉄木児等が文宗を擁立して大都
にあったとき、燕鉄木児は宿衛を総べ、致和元年九月に文宗
が即位して天曆と改元するや、伯顔が代って宿衛を領してい
る。両者の領したのが、四怯薛の一であったのか、あるいは
四怯薛を総領したものであったのか、それとも一時的に四怯薛
の制は行なわれていなかったが他に宿衛の任にあたるものが
あり、それを領したのか、そのいずれともいえない。しかし
いずれにしても、これは明らかに上都に居た泰定帝の怯薛と
は別のものである。ところで文宗は翌天曆二年正月、位を兄
明宗に譲り、同年八月明宗が崩ずるや、再び即位した。その

元朝の怯薛について

翌年が至順元年であるが、このころになると、泰定四年から致和、天曆にかけての動乱もおさまり、怯薛の宿衛体制も旧に復したであろう。しかしこの泰定末年から至順元年までの間、怯薛長のみならず怯薛方に大幅な交代があったことが、右に述べたことから明らかになる。撒里蛮が⁵⁴に現れていることは、彼が泰定帝の怯薛であったことを意味するが、恐らく彼は、この動乱の際に怯薛長の職を退いたものとみられる。そこで撒里蛮の在任期間は至治三年十月から泰定四年までとなる。世系未詳注^⑩。

(リ)、阿 察 赤

阿察赤の怯薛は、⁵⁷至元元年五月七日に現れている。また元史卷三十七文宗紀至順三年十一月壬申の條に、宿衛官（怯薛長）阿察赤の名がみえる。前項に述べたように、致和元年九月、文宗が仮に即位して皇帝となっていたときは伯顔が宿衛を領していたのであるが、伯顔が領した宿衛は当時の情勢からみて怯薛の代りをしていただけであった可能性が強い。

その後、天曆二年正月、明宗が即位し、同年八月、明宗が崩じたあとを承けて同月文宗が正式に即位したが、このころには怯薛の宿衛体制は旧に復したであろう。その翌年が至順元年であるが、阿察赤が至順三年十一月に怯薛長であったことは明らかであり、両時期が近接していること、またその間怯薛長交代の契機となるようなことは考えられないので、阿察赤の怯薛長任命の時期は、至順元年まで遡らせることができよ

う（少なくともそう考えたのが最もよいであろう）。

さて元史卷一三八燕鉄木兒伝に、

怯薛官阿察赤亦預唐其勢之謀、欲殺伯顔。後擒付有司、具伏其辜、伏誅。

とある。これによって怯薛長（怯薛官）阿察赤は唐其勢の謀に預ったために伏誅したことがわかるが、彼が伏誅した時期を本紀に求めると、同卷三十八順帝紀至元元年秋七月辛巳朔の條に、

以馬扎兒台、阿察赤為御史大夫。

とあり、七月一日（辛巳朔）にはまだその罪を問われていないが、同月戊申の條に、

後撤敦答里・唐其勢相襲用事、交通宗王晃火帖木兒、凶危社稷。阿察赤亦預謀。頼伯顔以次掩捕、明正其罪。

とあり、阿察赤が伏誅したのは、至元元年七月中のことであるのがわかる。従ってその在任期間は、恐らくは至順元年頃から、至元元年七月頃までとみるのが妥当であろう。世系未詳。

(ヌ)、阿 魯

阿魯の怯薛は、⁵⁹（順帝）至元二年四月十一日に現れている。ところで元史卷一三八伯顔伝によると、至元六年の伯顔打倒のクーデターを起こしたグループの中心人物の一人に阿魯という者がいる。本紀及び宰相年表によると、彼は至元六年から翌至正元年四月まで參知政事であり、四月に右丞とな

ったが、翌二年十二月、伯顔打倒のクーデターを起こした罪を問われ伏誅した。ところで彼が至元六年に参知政事であったということは、それより四年前の至元二年に怯薛長であった人物が任ぜられた官職としては、他の怯薛長の例からみて低すぎる。一方、同卷一三九阿魯図伝に、

阿魯図博尔朮四世孫。父木忽刺。阿魯図由經世監襲職。為怯薛官、掌環衛。遂拜翰林學士承旨。遷知樞密院事。至元三年襲封広平王。

とあって、次項に述べる第二怯薛長阿魯図は、至元三年より前から怯薛長であったことが明らかである。また阿魯図が父木刺忽(木忽刺は木刺忽の誤り)の職を襲いで怯薛長となり、同時に(であったと解される)翰林學士承旨を拜してから至元三年に至るまでの間に一度知樞密院事に遷っている。以上に述べた諸点から、(59)至元二年四月十一日に現れている怯薛長阿魯は、右のクーデターを起した阿魯ではなく、次項の怯薛長阿魯図であり、(59)に阿魯とあるのは、阿魯図の図が誤脱したものと考えられる。

(ル)、阿魯図

阿魯図は阿爾刺氏である。彼が四傑の一人博尔朮の子孫であり、木刺忽の子であること等の諸点においては、箭内氏がすでに明らかにしている。さて阿魯図の在任期間であるが、彼が怯薛長に任ぜられたのは遅くとも順帝至元三年、前項の考察が正しいとすれば、同二年四月には確実に怯薛長であっ

元朝の怯薛について

たことになり、そうならば、彼は同元年阿察赤が伏誅したあと承けたとするのが至当であろう。また彼は、(73)至正十年十二月二十日に怯薛長として現れており、さらに元史卷一三九本伝に、「(至正)十一年阿魯図復起為太傅、出守和林。刃斃。」とあるから、彼が怯薛長であったのは至正十年までとみられる。

(ヲ)、咬 咬

咬咬の怯薛は、(75)至正十二年三月十二日と(79)同閏三月十六日とに現れている。この両時点が阿魯図が怯薛長であった時期に近いことからみて、咬咬は阿魯図の後を承けたものとみられる。また元史卷四十三順帝紀至正十三年九月乙亥の條に、

以怯薛官広平王咬咬征討慢功、削其王爵、降為河南行省平章政事。

とあって、至正十三年九月彼が河南行省平章政事に降されて外に出ていることがわかるが、その時彼は怯薛長の職を離れたと考えられる。従って咬咬の在任期間は、阿魯図の後を承けた至正十年から河南行省平章政事に降される至正十三年九月までとなる。

さて前掲順帝紀によると、彼は広平王である。元文類卷二十三太師広平貞憲王(玉速帖木兒)碑に、

(玉速帖木兒)祖博尔朮。……父字藥觶。……並追封広平王。広平王家分地。故以封之。

とあり、広平は王(玉速帖木兒)家の分地である。玉速帖木

元朝の怯薛について

児は博尔朮の子孫であり、また玉速帖木児の子木剌忽・孫阿魯図が実際に広平王に封ぜられていることから注⑩、咬咬もまた玉速帖木児の子孫であることはほぼ間違いない。また咬咬は阿魯図のあとを承けて第二怯薛長となったとみられるから（従ってこの場合は襲いだのである。以後世襲したと認められる場合には襲いだといひ、世襲したことが明らかではない場合には承けたといひ、以て両者を区別する）、咬咬は阿魯図の子であるとみてよいであらう注⑪。

(ウ) 哈刺章

哈刺章の怯薛は、84至正二十三年十月十三日に現れている。哈刺章は、元史卷一四五達礼麻識理伝に、

（上略）達礼麻識理之卒也。先一夕、怯薛官哈刺章者阿兒刺氏阿魯図孫也。

とあり、阿魯図の孫である。従って、元史阿魯図伝に「（阿魯図）無嗣」とあるのは誤りである。彼は咬咬の後を襲いだとみられる。哈刺章の怯薛は、84至正二十三年十月十三日に現れており、また達礼麻識理伝の記事は至正二十七年のことであるから、彼は咬咬のあとを襲いだ至正十三年九月から元の終るまで怯薛長であったとみられる。

ところで哈刺章の番直日支は、84では未申酉となっているが、哈刺章を除く木剌忽・阿魯図・咬咬等博尔朮の子孫の番直日支はすべて亥子丑であり、第二怯薛であった。従って第二怯薛の咬咬のあとを襲いだ哈刺章が、第二怯薛以外のもの

を領したとは考えられないから、哈刺章のいずれの怯薛の番直日支にも合致しない未申酉という番直日支は、必ずや記載の誤りであり、哈刺章の番直日支は亥子丑と修正される。

以上、第二怯薛長の職は、至元二十一年に失烈門が領し、同年そのあとを承けた忽都答児が成宗大徳十一年まで、ついで只兒哈郎が武宗至大三年まで、ついで木剌忽が仁宗延祐七年まで、ついで失都児が至治三年十月まで、その後を承けて撒里蛮が泰定四年まで領した。明宗紀にあっては、前項で考察したように孛羅・尚家奴の名があげられるが、そのうちいずれが領したのかは不明である。また本項で考察したように燕鉄木児の名もあげられる。ただしこのころの怯薛の制は詳らかではない。その後文宗至順元年より順帝至元元年七月まで阿察赤が領し、その後を承けて阿魯図が至正十一年まで、襲いで咬咬が十三年九月まで、襲いで哈刺章が元末まで領したとみられる。

そこで第二怯薛を領したのが誰の子孫かという点についてであるが、以上述べた怯薛長のうち、(1)失烈門、(2)巴林、(3)忽都答児、(4)只兒哈郎、(5)失都児、(6)撒里蛮、(7)阿察赤の世系は未詳である。失都児、阿察赤は誅されたものであるので、その伝が残らなかったのであろう。しかし博尔朮の子孫は、前述のようにすべて第二怯薛であったとみられるから、第二怯薛は博尔朮の子孫が領したという元史兵志の記載は正しいと考えられる。従って世系の不明なこれらの者は、博尔朮の

子孫であった可能性が大きい、この点については後者に俟ちたい注^⑬。

(c)、第三 怯薛

(イ)、安童

安童は木華黎の四世の孫である。この点については箭内氏がすでに明らかにしている。そこで安童の在任期間であるが、元文類卷二十四東平忠憲王碑・元史卷一二五安童伝によると、彼は中統初年に怯薛長となって以後、至元二年には中書右丞相を拜し、依然として怯薛長であったとみられる。しかし、同十二年七月には行中書省樞密院事として皇子北平王に従い北辺に出鎮し、同二十一年三月まで朝廷にいなかったから、この十年間は彼が怯薛を領したとは思われない。同二十一年三月帰朝するや同十一月再び中書右丞相を拜し、同二十八年に右丞相を罷めたときには、ただ怯薛を領するのみとなったとあるから、帰朝以後再び怯薛を領し、終身(至元三十年歿す)怯薛長であったと認められる。彼が帰朝して以後再び怯薛を領したことは第一表によって確かめられる。すなわち安童の怯薛は、(9)至元二十三年十一月二十九日、(11)同二十四年四月、(12)同七月、(14)同十二月に現れている。ところで安童が北辺に出ていた至元十二年七月から同二十一年三月の間の第三怯薛長について、先掲元史卷九十四食貨志歳賜の條に、

也可怯薛

元朝の怯薛について

江南戸鈔至元二十一年分撥武岡路武原五千戸。計鈔二百錠。

忽都荅兒怯薛

……………

帖古迭兒怯薛

……………

月赤察兒怯薛

……………

とあり、至元二十一年の時点における四怯薛の怯薛長の名がみえている。也可が第一怯薛、忽都荅兒が第二怯薛であることは先に述べた通りであり、月赤察兒が第四怯薛であることは後に述べる通りであるから、帖古迭兒が第三怯薛であることは間違いない。従って、安童が北辺に出ていた間は、帖古迭兒が代って怯薛長となったとみられる。第一表には、(1)二十年六月七日にも安童の名がみえているが、右に述べたことから、これは二十一年か或はそれ以後の誤りであるとみてよい。そこで安童の在任期間は、中統初年から至元十二年七月までと、至元二十一年三月から至元三十年までの両時期となる。至元十二年七月より至元二十一年三月までは、帖古迭兒が第三怯薛を領した。ただし、帖古迭兒の世系は詳かではない。

(ロ)、阿都台

安童が至元三十年に歿した後を承け、怯薛長を襲いだしたのは

元朝の怯薛について

その子兀都帯である注⑭。兀都帯が歿したのは、大徳六年正月十一日であるが、その間、兀都帯が怯薛長の職を離れたと推測させるようなことは何もなく、かつ安童が終身怯薛長であったことからみて、兀都帯は終身怯薛長であったとみられる。ところで⑳至元三十年正月九日と㉑同三十三年正月九日（元貞二年と算した）とにみえる阿都帯は、兀都帯が怯薛長であったと同じ時期に第三怯薛を領しているのであるが、音の類似から判断して両者は同一人物であるとみてよいであろう。

なお、㉑と㉒とは奏文内容を同じくし、異なるのは、至元三十年か三十三年かの一点のみであるから、これは、どちらか一方が記載の誤りであると考えられる。㉒は至元三十三年正月九日であるのを元貞二年として番直日支を求めたが、実際には至元三十三年という暦はないから、これは至元三十年の誤りとみてよいであろう。

(ハ)、亦 思 丹

亦思丹の怯薛は、㉓至大三年正月十三日に現れている。しかし次項に明らかにするように、それより一年前の至大二年には兀都帯の子拜住が、父の職を襲いで怯薛長となり、至治三年までその職にあったことは確かであるから、亦思丹の怯薛が至大三年に現れているのは何かの誤りであると考えられる。ところで前述のように兀都帯が歿したのは大徳六年正月であり、拜住が父のあとを襲ぐのは至大二年であるから、そ

の間七年間の空白がある。それは、拜住が怯薛長を襲ぐには幼なすぎたためと考えられるが、（父兀都帯が歿した時、彼は五才であった）、亦思丹はその七年間の空白の時期に、第三怯薛を領したのではないだろうか。果してそうであれば、亦思丹の在任期間は、大徳六年から至大二年までとなる。そこで㉔至大三年正月十三日に現れている点についてであるが、至大三年とあるのは、恐らく二年の誤りであろう。

さて元史卷二十四仁宗紀至大四年六月甲寅の條に、

封亦思丹為懷仁郡王。賜銀印。
とあるが、亦思丹に関する史料は管見の及ぶ限りこの記事のみであり、その世系は詳らかではない。

(ニ)、拜 住

拜住は安童の孫、兀都帯の子である。至大二年怯薛長を襲ぎ、仁宗皇慶・延祐年間を経て、至治三年八月、鉄失・赤斤鉄木兒等によって暗殺されるまで、怯薛を領した注⑮。彼が延祐年間に第三怯薛を領したことは、③④③⑤③⑦④③④④④⑤⑥②によって確かめられる。

(ホ)、闕 徹 伯

闕徹伯の怯薛は、⑤⑤天曆二年三月二十一日に現れている。在任期間についての手掛りを得るために、これと同じところに元史本紀に現れている闕徹伯という人物を検べると、同卷二十九泰定帝紀至治三年十二月丙戌の條に、

知樞密院事大司徒闕徹伯授開府儀同三司。

とあり、同卷三十三文宗紀天曆二年十一月癸亥の條に、
以翰林學士承旨闕徹伯知樞密院事。位居衆知院事上。

とある。「位居衆知院事上」というのは、闕徹伯が、他の知樞密院事とは別格の上位にあることを示している（怯薛長安童は「位居百寮上」といわれた）。また怯薛長には開府儀同三司が授けられるのが通例であった。従って両記事は、知樞密院事闕徹伯が怯薛長であったことを推測させるが、本紀には他に別人物の闕徹伯の名はみられぬから（先に述べたように怯薛長はその兼ねて帯びる官職が高位のものであることから、本紀にはその名が記載されているとみてよい）、知樞密院事闕徹伯は(55)怯薛長闕徹伯と同一人物とみてよいであろう。そこで闕徹伯の在任期間であるが、彼が怯薛長に任ぜられたのは、他の怯薛長の例からみて、開府儀同三司を授けられた至治三年十二月ごろと考えられる。これは、ちょうど前の怯薛長拜住が南坡の変で暗殺されたころにあたるから、闕徹伯は拜住のあとを承けたものとみられる。同泰定元年三月癸卯の條に、「知樞密院事闕徹伯撰祭太廟、以冊皇后・皇太子告」とあり、また先掲元史卷三十四文宗紀によると、闕徹伯は至順元年六月甲子に、孛羅・尚家奴等とともに謀變を以て棄市されたことがわかるから、よって彼は至順元年六月まで怯薛長であったとみられる。世系未詳。

(イ)、篤憐帖木兒

闕徹伯棄市の後、第三怯薛長となったのは篤憐帖木兒である。元朝の怯薛について

る。彼は、金華黃先生文集卷二十四追封鄆王諡文忠神道碑・元史卷一三六拜住伝によると、拜住の子であり、文宗の時文宗から篤憐鉄穆爾（篤憐帖木兒）という名を賜わり、同時に住の職を襲いで怯薛長となった。時に十一才であり、拜住が殺された後、すぐに怯薛長の職を襲がなかったのは、拜住が兀都帯の後をすぐに襲がなかったのと同様、幼なかったためと考えられる。元史卷三十六文宗紀至順二年三月丙申の條に、「怯薛官篤憐帖木兒」とあり、至順二年三月の時点で彼が怯薛長であったことがわかるから、彼は至順元年六月、闕徹伯が棄市されたあとを承けたものとみてよい。そこで彼が何時まで怯薛長であったのかという点についてであるが、第一表によると、少なくとも(38)至正十二年三月二十四日まで怯薛長であったことが確かである。

(ト)、燕古兒

燕古兒（この表記は静嘉堂所蔵の師山文集によったもので、四庫全書珍本四集所収のものには雅克科爾となっている）の怯薛は、(84)至正十五年六月二十五日に現れている。彼は(78)至正十二年三月二十四日まで確実に第三怯薛長である篤憐帖木兒のあとを承けたものである。その正確な時期は明らかではない。燕古兒は篤憐帖木兒の子であると推測されるが、篤憐帖木兒の子孫の名は碑伝にみえないので、確かめることができない。

以上、第三怯薛長の職は、中統初年から至元十二年七月ま

元朝の怯薛について

で安童が領し、そのあとを承けた帖古迭児が至元二十一年三月まで、ついで闊徹伯が至順三年六月まで、ついで篤憐帖木児が至正十二年同年三月から六月に至る間のある時点まで、ついで燕古児が領した。燕古児がいつまで怯薛長の職を領したのかは詳らかではない。

そこで第三怯薛を領したのが誰の子孫かという点についてであるが、以上述べた怯薛長のうち、帖古迭児、^(イ)亦思丹、^(ホ)闊徹伯、^(ハ)燕古児の世系は未詳である。しかし世系の明らかでない^(イ)安童、^(ロ)兀都帯、^(ニ)拜住、^(ヘ)篤憐帖木児は、いずれも木華黎の子孫であった。世系の不明なもののうち、帖古迭児は安童が北辺に出鎮していた間代って怯薛長となり、亦思丹と闊徹伯とは、それぞれ兀都帯、拜住、篤憐帖木児と世襲する間隙を縫って怯薛長となった者であり、これら三者は木華黎の子孫ではない可能性がある。しかし第三怯薛は、木華黎の子孫が領するのが原則であったということは認められる。従って、第三怯薛は木華黎の子孫が領したという元史兵志の記載は正しいとみてよい。

(d) 第四怯薛

(1) 月赤察児

月赤察児は博尔忽の曾孫である。至元十七年怯薛長となり注⁽¹⁶⁾、至大四年九月に薨じた注⁽¹⁷⁾。その間月赤察児（察察爾注⁽¹⁸⁾）の怯薛は、⁽¹⁰⁾至元二十四年二月十五日、⁽¹⁶⁾同二十五年

十月二十八日、⁽²⁵⁾大徳十一年九月九日、⁽³¹⁾至大四年五月十二日に現れているから、彼は終身第四怯薛長であったとみられる。ただし、成宗元貞元年から⁽²⁵⁾大徳十一年九月九日に至る間のある時点までは、その子塔刺海が代って領した注⁽¹⁹⁾。また月赤察児は至大元年から至大四年まで和林等処行中書省右丞相として出鎮していたので、その間第四怯薛は次項に述べらる八海が代って領したと考えられる。至大四年（月日は詳らかではない）月赤察児が帰朝するや、彼が再び第四怯薛を領したことは、⁽³¹⁾によって確かめられる。至大四年九月、月赤察児が歿した後は、その子狐頭が襲いだ。

なお、月赤察児が第四怯薛長であった時点、⁽¹⁹⁾至元二十八年七月二十三日、伊克（也可）が第四怯薛の番直日支にあたってのことについてであるが、也可怯薛が第一怯薛であり、月赤察児が第四怯薛であることは、これまでの検討で明らかなので、⁽¹⁹⁾には記載に誤りがあるとみてよいであろう。

(ロ) 八海

八海の怯薛は、⁽³⁰⁾至大四年二月十六日に現れている。この日付は月赤察児出鎮の間にあるとみられるから（月赤察児が帰朝したのが同年の何月であったか詳らかではないが）、代って第四怯薛を領したものとみられる。世系未詳。

(イ) 也先帖木児

也先帖木児は、⁽³⁹⁾⁽⁴²⁾⁽⁴⁴⁾⁽⁴⁶⁾⁽⁴⁹⁾⁽⁵¹⁾（日付は第一表参照）に現れている。これによって彼が延祐年間の第四怯薛長であったこと

とが確められる。その世系について、箭内氏は、月赤察児の第五子、狐頭の弟であろうと推測された注②。しかし狐頭の弟也先鉄木児について詳らかなことは碑伝には伝えられていない。そこで以下姑く元史本紀によって狐頭の弟也先鉄木児について考察する。

元史卷二十九秦定帝紀至治三年九月の條に、

以知枢密院事淇陽王也先鉄木児爲中書右丞相

とあり、淇陽王也先鉄木児の名がみえる。淇陽王は、先掲太師淇陽忠武王碑によると、至大元年月赤察児に封ぜられ、至大四年月赤察児が薨すると、其の子狐頭が襲いだ、代々月赤察児の家系に封ぜられる世爵である。また同卷二十八英宗紀至治三年五月乙卯の條によると、知枢密院事也先鉄木児は勲旧の子である。従って知枢密院事淇陽王也先鉄木児は、月赤察児の子也先鉄木児である。そこで彼についてみると、仁宗皇慶元年五月に開府儀同三司を授けられ、英宗至治三年八月、南坡の変の際、逆賊鉄失の一党に加わり、同年十月逆賊として誅されている。ところで同卷二十九秦定帝紀秦定二年六月丙申の條に、

中書參知政事左塔不台言。大臣兼領軍務前古所無、鉄失以御史大夫、也先帖木児以知枢密院事皆領衛兵。如虎而翼。故成逆謀。今軍衛之職、乞勿大臣領之。

とあり、鉄失と也先帖木児が衛兵を領していたことがわかる。先掲秦定帝紀至治三年秋八月癸亥の條によると、鉄失が領し

元朝の怯薛について

ていたのは阿速衛であるが、也先帖木児の領した衛兵が何であったか詳らかではない。しかし「領衛兵」という表現から、彼が宿衛を領していたという可能性は見出すことができる。

第一表の也先帖木児が宿衛(怯薛)を領していたことは自明であり、また本紀には右に述べた也先帖(鉄)木児以外に、也先帖木児という者は見出せないから、月赤察児の子である逆賊也先帖木児と延祐年間の怯薛長也先帖木児とは同一人物であると認められる。

以上の考察から、也先帖木児の在任期間は、恐らくは開府儀同三司を授けられた皇慶元年五月ごろから、南坡の変の罪を問われ誅された至治三年十月までとみられる。なお、也先帖木児が怯薛長となったと推定される時期が、狐頭が怯薛長であった時期(至大四年、月赤察児のあとを襲いで怯薛長となった。その翌年が皇慶元年である)に近いことからみて、也先帖木児は兄狐頭に代って、その職を襲いだとみてよい。

(二)、完者帖木児

完者帖木児の怯薛は、85)至正二十六年二月十七日に現れている。また元史卷三十四文宗紀至順三年二月乙酉の條に、怯薛官完者帖木児の名が現れている。しかし、両者の日付には三十六年の隔りがあり、その間、後述するように別児怯不花が後至元初年から至正八年まで怯薛長となり、さらにその後を承けて脱脱が同十三年まで怯薛長となっているから、両者が同一人物であるとは思われない。そこでまず後者、至順三

元朝の怯薛について

年に現れているものから考察する。

文宗紀の完者帖木児について、時期と官職を手掛りにして、これを本紀に求めると、

元史卷三十八順帝紀至元元年八月癸亥の條に、

詔以岐陽王完者帖木児・知枢密院事帖木児不花並為御史

大夫。

とあり、また同十月癸亥の條に、

流御史大夫完者帖木児於広海、安置。完者帖木児乃賊臣

也先鉄木刺骨肉親。監察御史以為言。

とある注②。これによると、完者帖木児は淇陽王(岐陽王)であり、延祐年間の怯薛であった也先帖(鉄)木児の骨肉の親である。ところで、元文類卷二十三太師淇陽忠武王碑によると

也先帖木児の兄馬刺の子に完者帖木児がいる。従って怯薛官(怯薛長)完者帖木児は馬刺の子であるとみてよい。完者帖

木児は也先帖木児のあとを襲いだとみてよいが、その時期が何時かということについて、文宗の至順三年二月以前である

ということ以外、確かではないが、恐らく、少なくとも文宗が即位してまもなくのころ、すなわち至順元年ごろまでは遡

りうるであろう。なお、完者帖木児は、順帝至元元年十月に至り、也先帖木児の骨肉の親であることで弾劾を受け、広海

に安置されることになったが、彼が怯薛長であったのは、この時までとみられる。その後、第四怯薛長は、別児怯不花・

脱脱と続くが、いずれも博尔忽・月赤察児の子孫ではない。

このことは、博尔忽の子孫が、也先帖木児の反逆以来、完者帖木児の安置によって後を絶ち、少なくとも怯薛長に任ぜられる家柄とはみなされなくなったことを示している。

以上の考察によると、完者帖木児の在任期間は、恐らくは文宗至順元年ごろから、順帝至元元年十月までとなる。

次に(85)至正二十六年にみえる完者帖木児についてであるが、元史志卷四十一に、至正二十五年閏十一月における御史大夫

完者帖木児の奏があり、また同卷四十六順帝紀至正二十七年五月乙酉の條に、「以完者帖木児為中書右丞相。辞以老病。不許」とあるのみで、彼の在任期間及び世系は詳らかではない。

(二)、別児怯不花

元史卷一四〇別児怯不花伝によると、別児怯不花は燕只吉

帖氏、憲宗の時の千戸忙怯秃の孫、成宗の時の丞相阿忽台の子であるが、同伝に、

至順元年、其兄治書侍御史自当諫止明里董阿子閭閻不当為監察御史、并出別児怯不花為広西両江道宣慰司都元帥

未幾丁内艱。還京。起復為江浙行省參知政事。……尋除礼部尚書。遷徽政院副使。擢侍御史、特命領宿衛。陞

榮祿大夫宣徽使、加開府儀同三司。……至元四年、御史大夫知經筵事。尋遷中書平章。至正二年、拜江浙行省

左丞相。……在鎮二年。……召還。除翰林学士承旨。仍掌宿衛。四年、拜中書左丞相。

とあることから、彼が至元四年以前に怯薛長となり、至正二年江浙行省左丞相として出鎮して怯薛長の職を離れ、三年京師に召還された時点で復たその職を執ったことがわかる。そこで第一表をみると、(61)至元六年九月、(65)至正元年八月、(68)同三年三月二十八日に怯薛長として番直した事実を確かめられる。(別理怯不花≡別兒怯不花)。彼が怯薛長となった時期は、その経歴より推して、至元二年頃であり、至元元年十月完者帖木兒流謫の後を承けたものとみられる。なお本伝によれば、彼は至正八年に右丞相の地位を追われ、渤海に流されているから、彼の任期間はその時までである。

なお、彼が侍御史で怯薛長となったこと、また「特に領せしむ」とあることに注意すべきである。これについては後に述べる。

(二)、脱 脱

脱脱の怯薛は、(76)至正十二年二月九日に現れている。彼は、この時の中書右丞相脱脱であるとみられる。脱脱は、元史卷一三八馬札兒台伝によると、篋兒吉憐氏、伯顔の姪、馬札兒台の子である。その任期間であるが、彼は別兒怯不花が渤海に安置された至正八年には、太傅となり、また宮傳の職を提調し、翌九年中書右丞相を拜しているから、別兒怯不花のあとを承けて中書右丞相となると同時に、怯薛長の職もひきついだものとみられる。その後、同十三年(月日不明)に淮安に安置されるまで、依然として中書右丞相であったから、怯薛長の職も同様に引き続き領していたとみられる。右の推定が正しい

元朝の怯薛について

いとすれば、脱脱の任期間は、至正八年から同十三年までとなる。なお、脱脱の後、第四怯薛長の職が誰につがれたのか詳らかではない。

以上、第四怯薛長の職は、至元十七年から同三十一年まで月赤察兒が領した。元貞元年から大徳十一年九月(恐らくこの年月はもう少し以前にまで遡りうるであろう)まではその子塔刺海が領した。その後、再び月赤察兒が領したが、至大元年(月日不明)より同四年五月(恐らくこの月日はもう少し以前にまで遡りうるであろう)まで、月赤察兒が和林行省右丞相として北辺に出鎮していた間は、八海が代って領した。同四年月赤察兒が入朝すると、三度怯薛を領し、九月に歿するまでに及んだ。ついで月赤察兒の子瓜頭が皇慶元年まで、ついで瓜頭の弟也先帖木兒が至治三年十月まで、その後也先帖木兒の兄馬刺の子完者帖木兒が文宗至順元年から順帝至元元年十月まで、ついで別兒怯不花が、至正二年から三年に至る一年間を除き、至正八年まで、ついで脱脱が同十三年まで領した。なお、至正末年には、文宗期の完者帖木兒とは別の完者帖木兒が領した。

そこで第四怯薛を領したのが誰の子孫であるかという点についてであるが、以上述べた怯薛長のうち、(イ)月赤察兒、塔刺海、瓜頭、(ロ)也先帖木兒、(ニ)完者帖木兒は博尔忽の子孫であった。(ハ)八海、至正末年の完者帖木兒の世系は未詳であるが、(ホ)別兒怯不花は燕只吉憐氏、(ヘ)脱脱は篋兒吉憐氏である。

元朝の怯薛について

従って、第四怯薛において始めて、四傑の子孫以外の者であることがはっきりしている怯薛長がでてくる。このことは也先帖木兒が逆臣となったために完者帖木兒までも斥けられたことよって、以後博尔忽の子孫で怯薛長となるものが絶えたことを示す。そこで第四怯薛長のすべてが博尔忽の子孫であったとはいえないが、少なくとも博尔忽の子孫はすべて第四怯薛であった。これは元史兵志に、第四怯薛は赤老温の子孫が領したと異なると異なる。この点については後に述べる。また同條に、赤老温の子孫が後絶したあと、第四怯薛は常に右丞相が領したと異なると異なる点についてみてみると、脱脱も別兒怯不花も完者帖木兒も中書右丞相となつてゐるが、そのうち別兒怯不花は、怯薛長となつた当時には宣徽使であつた。従つて常に右丞相が領したとはいえない。

以上、四怯薛長について考察してきたところによると、世祖以後に限つていへば、第一怯薛は、その直接の掌領者は詳らかではないが、天子が也可の名を以てこれを領し、第二怯薛は博尔朮の子孫、第三怯薛は木華黎の子孫、第四怯薛は博尔忽の子孫が領していた。世系未詳な者も多かつたが、怯薛長は天子の親軍を掌るといふ重要な職掌であるので、政変にまきこまれ易く、それだけに謀反の罪に問われて誅され、その伝が残らなかつたのであろう。ともあれ第四怯薛の別兒怯不花が「特命領宿衛」といわれ、或は明宗期の御史大夫孛羅中政使尚家奴が「特授開府儀同三司、典四番宿衛」といわれ

ていることから考えると、四怯薛の長は、四傑の子孫以外の者が領する場合が實際にあつたとしても、原則としては、四傑の子孫が領することとされてきたとみてよい。

さて先に検討を後に譲つた也可怯薛がどの四傑の子孫のあとを承けたのかという点についてであるが、博尔朮、木華黎、博尔忽の子孫がそれぞれ、第二、第三、第四怯薛を領したといふのは世祖以後の事実である。従つてこの事実を以てただちに、元史兵志が、太祖のときのことを述べて、博尔忽の子孫が第一怯薛を領し、赤老温の子孫が第四怯薛を領したといつてゐるのを誤りであるとすることはできない。道園全集卷一十二孫都思氏世勲之碑に、

昔太祖皇帝龍飛朔方肇基帝業時、則有大勲勞之臣。実佐興運最貴重者四人。時称四傑。其次四則鎖兒罕世刺子赤老温八都兒也。

とあり、赤老温の四傑間における「次」が第四であることがわかる。四怯薛の順序は四傑の順序に従つたものと考えるのが自然であるが、果してそうであるとすれば、赤老温は第四怯薛となり、元史兵志の記載に合致する。そこで元史兵志の記事は、也可怯薛の由来について述べてゐるのはそののみであること、也可怯薛が第一怯薛の別名であるということが正しいこと、博尔朮、木華黎の番直日支が正しいこと等の諸点から推して相当の根拠を有するとみなければならぬが、こ

の記事と右に明らかなになった世祖以後の事実を矛盾なく解釈する道は唯一つのみである。すなわち太祖から世祖に至る間に、第四怯薛の赤老温の子孫は絶え、第一怯薛の博尔忽の子孫は第四怯薛に変わったという解釈、これのみである。恐らく、太祖のときに第一怯薛の博尔忽の子孫に一時怯薛長となるにふさわしいものがいなかったので、別速部が也可の名を以て第一怯薛を領したが、その後第四怯薛の赤老温の子孫に怯薛長となるにふさわしいものが絶えた後を承けて、かつて太祖のときに第一怯薛を領した博尔忽の子孫が、第四怯薛を領するようになったのであろう注②。

以上の検討の結果に基き、四怯薛長年表を作る。

年	第一怯薛	第二怯薛	第三怯薛	第四怯薛
中統元				
二				
三				
四				
至元元				
二				
三	也			
四				
五	可		安童	

元朝の怯薛について

年	第一怯薛	第二怯薛	第三怯薛	第四怯薛
至元六				
七			安童	
八				
九				
十				
十一				
十二				
十三	也			
十四				
十五				
十六				
十七			帖古迭兒	
十八				
十九	可			
二十				
二十一		正月二十五日 失烈門		
二十二		忽		
二十三		都		
二十四		蒼		
二十五		兒	安童	月赤察兒

元朝の怯薛について

年	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	元貞元	二	大徳元	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	至大元
第一怯薛				也											可					十月十一日 (月海)
第二怯薛			忽				都		蒼			児								只児哈郎
第三怯薛										兀都帶						亦思丹				
第四怯薛													塔刺海							月赤察児

年	至大二	三	四	皇慶元	二	延祐元	二	三	四	五	六	七	至治元	二	三	泰定元	二	三	四	天曆元	二	至順元	
第一怯薛						也										可							
第二怯薛	只児哈郎					木刺忽							失都児		十月	撒里蛮							
第三怯薛				拜住									八月								闊徹伯		
第四怯薛	八海	月赤察児	瓜頭						也	先	帖	木	児		十月								

結 び

本稿は、元朝四怯薛の輪番制度について、旧来不明な点を明らかにし、また旧来の通説の誤りを正したつもりである。

その要点は次の通りである。(一)四怯薛の輪番制度が、元末まで厳然として行なわれていた点、(二)四怯薛の番直日支が、至元二十五年以前には元史兵志の規定より一日ずれており、元

史兵志の規定通りの番直日支になるのは、至元二十五年から二十八年に至る間である点、(三)也可怯薛が第一怯薛の別名であるという点、(四)太祖の時、第一怯薛を領していた博尔忽の子孫が、後に第四怯薛を領するようになったという点、(五)世祖以後の第四怯薛博尔忽の子孫は完者帖木兒で絶え、その後には四傑の子孫でない別児怯不花・脱脱が領したが、必ずしも中書右丞相を以て領したのではないという点、(六)代々の四怯薛の長の名とその在任期間に関する点。

本稿で論述した点と旧来明らかにされている点とを統合した際、次のことがいえる。元朝四怯薛の輪番制度は、世祖以後においては元末まで厳然として存続した。第一怯薛は也可怯薛とも呼ばれ、申酉戌日(至元二十八年以後、同二十五年以前には未申酉日。以下同様に)に番直した。也可と呼ばれるのは、天子が自らの名を以て領したためである。第二怯薛は博尔朮の子孫が領し、亥子丑(戌亥子)日に番直した。第三怯薛は木華黎の子孫が領し、寅卯辰(丑寅卯)日に番直した。第四怯薛は博尔忽の子孫が領し、巳午未(辰巳午)日に

番直した。また第一怯薛は、太祖時には博尔忽の子孫が領したが、博尔忽の子孫で怯薛長を領するものは一時的に絶え、代って別速部が也可の名を以てこれを領し、後に第四怯薛の赤老温の子孫が絶えたあとを承けて、第一怯薛であった博尔忽の子孫が第四怯薛を領するようになった。

以上、元朝四怯薛の輪番制度について、細々とした穿鑿をしたようであるが、これによって世祖以後の怯薛の変質にもかかわらず、太祖チンギスカンの遺制であり、元朝にあって最も蒙古的とされる怯薛制度そのものは、厳然として元末まで維持されたことが明らかになった。

注

1. 箭内互氏、「元朝怯薛考」(『蒙古史研究』所収)。怯

薛の原義については、モスタールトに次のような説がある。

「怯薛はもともと『犠牲祭が終わったのちに、その供物から、祭りに参加した人々に供せられる部分』をいうものであるが、それから『各自にふりもどってくる部分や役割』をいった語になり、従って『運命・恩恵』の意味ともなり、また『順番に各人にふりかかってくる役割・役職』を意味するものともなったのであろう。」[Mossaert, A., Dictionnaire

Ordos-Pékin, 1941 へ村上正二氏、『モンゴル秘史』2(平凡社、一九七二)^{p255}所引。また、山田信夫氏はイスタンブル大学図書館所蔵東トルキスタン出土文書にみえる

Kasikの語に次のように注している。「Kasikは古い文書文献では『順番』の意味で使われ、ふつうKasikと読まれていたが、のちのチャガタイ語では『見張り、番所、哨兵』などを意味するKasikという語が用いられている。モンゴル語でも、『部分』『分隊』を意味するKeekが現在あるが、怯薛を『恩恵』などを意味するモンゴル語Kestigに基づくとする考えは再検討を要する。」【イスタンブール大学図書館所蔵東トルキスタン文書類とくにウイグル文書について】(西南アジア研究20、京都大学、一九六九)。

ところで、箭内氏は怯薛の原義を恩寵の意味に求め、怯薛の組織を宿衛・侍衛・箭筒士の三隊に限定され、怯薛の創設を一二〇四年と定めておられるが、一方屠寄(蒙兀児史記)、柯紹忒(新元史)、蕭啓慶氏、「元代的宿衛制度」(辺政研究所年報第四期一九七三)等は、太祖チンギスカン第一次即位(一一八九)のときに宮廷の職務を分担したネケルによる親兵隊(真杉慶夫氏の表現による。同氏、「怯薛制度について」へ社会文化史学6、一九七一)を怯薛とみなしている(このときまだ、三隊は設けられていない)。怯薛の語源に関するモスタールト、山田尚氏の説は、屠寄等三者の説に与するものである。こうした相異については後日取り上げるが、今は姑く箭内氏の説に従っておく。

2. 村上正二氏は、このときにおける怯薛の性格についての「怯薛方はモンゴル青年貴族の薫陶の機関であって、近衛

元朝の怯薛について

兵の士官学校的役割を果たした」というヴェルナッキーの説に賛成している「モンゴル秘史3」(平凡社、一九七六)P52) 3. 従来、怯薛についての主な研究は、次の通りである。箭内互氏、「元朝怯薛考」(『蒙古史研究』所収)。真杉慶夫氏、「元朝の必閣赤について」(『元史刑法志の研究』註)所載)。同氏、「怯薛制度について」(社会文化史学6、一九七一)。蕭啓慶氏、「元代的宿衛制度」(辺政研究所年報第四期、一九七三)。

4. 阿部健夫「大元通制解説」(『元代史の研究』所収)

5. 次節四怯薛長、第三怯薛安童の項で述べるように、(1)は年代に誤りがあるのではないかと思われる。恐らく二十年は二十一年の誤りではないかと思われるが、もしそうであれば、番直日支は変わらず、筆者の説を補強する。

6. 怯薛官については別稿を用意している。

7. 月赤察児の父に失里門の名がみえるが、元史卷一九一博爾忽伝によると、彼が死んだのは至元十七年以前であるから問題にならない。元史卷一三五徹里伝に、徹里の子失烈門の名がみえるが、「皇慶二年直宿衛」とあり別人である。

8. 元史卷一二二唃木海伝に、唃木海の子忽都答児の名がみえるが、「襲砲手総管。……後陞砲手万户。改授達魯花赤」とあり別人である。同卷一三三懷都伝に、斡魯納台氏懷都の子忽都答児の名がみえる。又錢大昕「元史氏族表」には他に、答答帯氏、捏古帶氏の忽都答(達)児を見出す

元朝の怯薛について

ことができるが、いずれも本人とは思われない。

9. 元史卷一三六阿沙不花伝に、成宗が崩じた時、安西王安難蒼及び成后に加担した通政使只兒哈郎の名がみえるが、丞相阿忽台等と共に誅されたと見られ、至大二年の怯薛長ではあり得ないと思われる。

10. 元史卷一二二昔兒吉思伝に、昔兒吉思の孫、塔出の子撒里蛮の名がみえる。彼は迭只幹耳朶千戸より同僉宣徽院、僉院事、同知宣徽院事とすすみ、成宗の時宣徽使を拜しているが、その経歴を見ると別人であると思われる。

11. 木刺忽が広平王に封ぜられたことは、元史卷二十四仁宗紀皇慶元年夏四月壬午の條にみえる。阿魯図の場合は、元史卷一三九本伝先掲記事にみえる。

12. 錢大昕「元史氏族表」阿魯図氏博爾朮の世系に、「咬咬順帝紀至正十三年、以怯薛官広平王咬咬征討慢功、削其王爵、亦未詳何人之子」とある。屠寄撰「蒙兀兒史記」卷一五二氏族表第四之一、蒙兀氏族上阿魯刺氏項に、阿魯図の子としてこの咬咬を掲げている。

13. 元文類卷二十三太師広平貞憲王碑に、玉昔帖木兒について記して、「国朝重天官内膳之選。(世祖)特命領其事」とある。元史には「天官」が「太官」と記されているが、意は同じく宝兒赤となったことを示すものと思われる。箭内氏は彼を怯薛長とみていないが、屠寄氏は「蒙兀兒史記」卷二十八本伝に「命長怯薛。充保兀兒臣」と記している。

「天官内膳の選を領す」とあることだけからは怯薛長と断定し難く、別に確証があるわけではないので今は箭内氏の見解に従う。

14. 元文類卷二十四丞相東平忠憲王碑。元史卷一二六安童。元史卷一三六拜住伝。箭内氏が「元朝怯薛考」にすでに明らかになっている。

15. 元文類卷二十四丞相東平忠憲王碑。金華黃先生文集卷二十四鄆王諡文忠神道碑。元史卷一三六拜住伝。及び第一表。元史卷一九一博爾忽伝には「世祖雅聞其賢。且閱其父之死。年十六召見。即命領四怯薛太官。至元十七年長一怯薛」とある。魏源は「元史新編」卷二十一博爾忽伝に、「年十六、即領第四怯薛職。世祖至元十七年長第一怯薛」と解しているが、屠寄は「蒙兀兒史記」卷二十八字羅忽兒伝に「年十六召見。……即命入怯薛。充保兀兒臣。至元十七年長一兒怯」と解している。箭内瓦氏も「元朝怯薛考」において、月赤察兒が怯薛長となったのは至元十八年であるといっている。大徳十一年、至大四年に見える月赤察兒の番直日支はいずれも巳午未であり、月赤察兒の怯薛は第四怯薛である。屠寄、箭内氏の解釈が正しく、魏源は、元史に四怯薛太官とあるのを第四怯薛、一怯薛に長となることを第一怯薛と誤解したので、別に根拠となる史料があったのではないと思われる。

箭内氏は先掲書において、「月赤察兒は世祖成宗の際に

一旦怯薛長を去って塔刺海がこれに代ったが、塔刺海は至大元年四月に月赤察兒に先だつて死んだために、月赤察兒が再び其職を兼ね、至大四年九月に月赤察兒が死ぬに及んで、兀頭は始めて怯薛長に任ぜられたのであろう」といつているが、塔刺海は大徳十一年五月より九月の間に退いたとみなければならぬ。塔刺海が月赤察兒に代つて怯薛長となつたのが何時かは明らかではないが、他に怯薛長交代の契機を見出せないから、箭内氏に従つておく。

17. 箭内氏、先掲論文。

18. (10)(16)(17)(18)の出典は欽定四庫全書珍本初集所収の廟学典禮である。従つて察察兒は蒙古名の清朝風表記とでもいうことにならう。ところで元史語解には、元史の月赤察兒は伊徹察喇と表記されている。察察爾と伊徹察喇とは必ずしも音が一致するものではないが、ともに月赤察兒の異訳であるともみてよいであらう。

19. 箭内氏、先掲論文。

20. 屠寄氏は、「蒙兀兒史記」卷二十八字羅忽兒伝に、この賊臣也先鉄木兒を、兀頭の弟であるとしてゐる。

21. 屠寄「蒙兀兒史記」卷二十八字羅忽兒伝に、この記事を簡潔に表現した完者帖木兒の伝がある。しかし彼が怯薛長であることには触れていない。

22. 箭内瓦氏は、「博尔忽早絶」を、博尔忽の子孫が絶えたと元史の編者が誤解したものと解するが、全くの誤解では

元朝の怯薛について

なく、一時的に絶えたのは事実であるが、後第四怯薛を領するようになったことに気づかなかつたための誤解だと見るべきである。

蕭啓慶氏に、「四怯薛三日一輪值的制度仍知旧貫。箭内瓦博士曾根拠若干載有怯薛執事人員姓名及輪值日期的文献、断言自忽必烈时代起、已不遵守原每一怯薛皆按三地支的日期而輪值的制度。筆者曾爬梳出更多的這類文件、發現雖無例外、但大体上這一制度仍被遵守」たことを論じた「元代四怯薛輪值次序小考」のある旨、「元代的宿衛制度」(「辺政研究所年報」第四期、一九七三、p55)注70(p82)に述べられているが、待刊とあり、今に至るまで発表されただどうか詳らかではない。問題点は同じであるが、上述の氏の結論とは若干の違いがある。刊に附す所以である。